

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための
厚生労働省関係省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和5年12月26日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課

標記について、令和5年10月16日から令和5年11月14日までの間、ホームページを通じて国民の皆様から御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

標記省令案に関してお寄せいただいた御意見の要旨と当該御意見に対する厚生労働省の考え方は、以下のとおりです。御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。今後とも厚生労働行政の推進に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>最賃則においてはウェブサイトへの掲載が困難な場合には従来どおり掲示板への書面掲示を許容する規定を置く一方、登録省令及び作環則においては許容規定を置かない理由は何か。</p> <p>いずれも都道府県労働局長の義務規定であり、零細事業者への書面掲示を許容したアナログ規制一括改正法とは異なる理由により対応が分かれていると思われるが、具体的に教えていただきたい。</p>	<p>本改正によって義務付けられることとなるウェブサイトへの掲載の手続きは都道府県労働局長が行うものであり、本省令については、都道府県労働局における運用にあたっての実情等を考慮したものとしております。</p>
2	<p>最賃則・登録省令・作環則について、改正に反対はないが、必要時において、労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・地方公共団体担当部署等で、求めにより書面での閲覧も可能であるようにすべきと考える（閲覧用の冊子やプリントアウトサービスを備えるなど）。そうすれば、電子的に人が隔離差別され真実の情報を知る事が出来ない、といった事態が避けられるし、そのような事態を避ける手段が備わっている社会・制度は適切性が高いものとする。</p>	<p>今後の運用として、ウェブサイトへの掲載に加えて書面での掲示等を併用する方針とするかどうかについては、いただいた御意見を参考に検討させていただきます。</p>